

## 上下水道の経営基盤強化に関する研究会 令和 7 年における主な議論（まとめ）

### 1. 老朽化対策等

＜埼玉県八潮市の下水道管路に起因する道路陥没事故等を踏まえた対応＞

- 令和 7 年においては、1 月に埼玉県八潮市で発生した下水道管路に起因する道路陥没事故等を踏まえ、上下水道の管路マネジメントの在り方について議論が進められるなど、上下水道インフラの老朽化対策を巡る状況等に変化が見られた。
- 上下水道事業が将来に亘って安定的にサービスを提供していくためには、管路をはじめとした上下水道インフラについて、中長期的な視点に立って、適切な維持管理、改築・更新を進めていくことが重要である。
- 具体的には、上下水道事業に従事する職員数が減少傾向にある中であって、D X 技術の全国的な実装により、業務の効率化や技術の高度化等を図っていく必要がある。  
その際、自治体における D X 技術の新たな活用にあたっては、広域化の取組と併せて、より知見を有する民間事業者等を活用していくことも検討していく必要がある。
- また、水道事業について、住民生活に影響を及ぼす大規模な管路等で漏水事故が発生する等、全国的に管路の更新が喫緊の課題となっていることを踏まえ、耐震化に係る取組を加速させる方策を検討する必要がある。
- 下水道事業について、汚水処理に係る維持管理費は使用料で賄うことが基本である一方、その公共的役割等も踏まえて、一部経費は公費負担として整理してきた。  
全国特別重点調査や点検・調査の在り方に係る議論等も踏まえ、適切な管路マネジメントを推進する観点から、対策が必要となった管路への緊急的な対応をはじめとして、維持管理費に係る公費負担のあり方について検討する必要がある。
- 本研究会における議論を踏まえて、令和 8 年度地方財政対策においては、上下水道インフラの適切な老朽化対策を推進する観点から、以下のとおり、公費負担の在り方の見直しを含め、新たな地方財政措置が講ずることとされた。
  - ① 埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえ実施されている「全国特別重点調査」の結果、対策が必要とされた下水道管路に関して、維持管理経費として計上される修繕経費について下水道事業債の対象に追加し、その元利償還金の一部について公費負担の対象とする措置が講ずることとされた。
  - ② 水道事業について、緊急性や社会的影響等を勘案した重点的な耐震化を推進するため、大規模管路等に係る過去の平均事業費に上積みして実施する耐震化事業費について公費負担の対象とし、地方財政措置の拡充等が講ずることとされた。
  - ③ 上下水道管路に係る点検・調査の効率化及び高度化等を推進する観点から、D X 技術を活用した点検・調査に要する民間事業者等への委託経費の一部について公費負担の対象とし、特別交付税措置が講ずることとされた。

## <施設の最適配置等>

- 将来に亘って安定的に上下水道に係るサービスを提供していくためには、施設の最適配置や広域化等をはじめとするサービスの提供の在り方の見直しを不断に行い、更なる経営改善を図っていく必要がある。
- 現在、水道事業においては、自治体共同での企業団設立や簡易水道の上水道への統合等の取組が見られ、今後も広域化等をはじめとする経営改善の取組を進める必要がある。
- 下水道事業においては、これまで流域下水道への接続等、施設の集約化等の取組が進められてきたほか、静岡県南伊豆町や石川県珠洲市においては合併処理浄化槽への転換事例も見られる状況となっている。  
また、汚水処理原価の高い事業を抱える自治体において、合併処理浄化槽への転換に係る検討が進められていることも踏まえて、今後、地域の特性等に応じた汚水処理方法の最適化が選択できるよう、方策を検討していく必要がある。
- 具体的には、上下水道事業におけるこれら広域化等の経営改善の取組に伴って、施設の撤去費用等の一時的な財政負担が自治体の検討阻害要因となる可能性があるため、費用負担のあり方の整理や更なる財政需要の洗い出し等を行っていく必要がある。
- また、下水道事業における合併処理浄化槽への転換については、自治体におけるノウハウの蓄積が乏しいことを踏まえて、関係省庁とも連携して、検討自治体が直面する手続面等の課題に係るQ&A等の整備を行っていく必要がある。
- 本研究会における議論を踏まえて、令和8年度地方財政対策においては、広域化等の経営改善の取組に伴い、公営企業に係る特別会計の廃止等を行う際の地方財政措置を創設することとされた。  
具体的には、施設の撤去費など一時的に負担する必要がある経費を対象として、当分の間、一般会計において「公営企業経営改善特例債（仮称）」を発行できるようにするため、地方財政法（昭和23年法律第109号）の改正が予定されている。

## 2. 経営の広域化等

- 上下水道事業について、将来に亘って安定的にサービスを提供していくためには、人材面、財政面など経営基盤を強化していく必要がある。
- その際、複数の市町村が区域を越え、連携又は一体的に事業に取り組む広域化については、スケールメリットによる経費削減のほか、組織体制の強化等の幅広い効果が期待できるため、今後も、積極的に推進していく必要がある。
- 自治体における具体的な議論を進めていくにあたっては、これまでもリーダーシップを取ってきた都道府県の関与の在り方についても検討するとともに、上下水道事業で直接実施すべき業務と民間活用が可能な業務を整理した上で、広域化と民間活用の両輪で検討していく視点が必要である。民間活用にあたっては、技術力の継承等の観点から、官民双方において一定規模を確保するための仕組みづくりも検討していく必要がある。

- なお、下水道事業については、受益が広く住民に及ぶ雨水事業を実施していること、雨水処理経費に加えて汚水処理経費の一部について公費負担としており、各自治体における公費負担の状況にも差異があること等も踏まえて、上下水道事業のそれぞれの状況等に応じた推進方策を検討していく必要がある。また、検討にあたっては、各自治体の経営規模や抱える事情も異なること等にも留意する必要がある。

#### <水道事業>

- 令和5年度までに全都道府県で「水道事業広域化推進プラン」を策定した一方で、経営の広域化は、検討開始から実現までに一定時間を要することから、今後は検討の加速化が必要である。
- 都道府県単位、流域単位など、目指すべき経営体の単位について検討を進めつつ、まずは、水道事業体が参画する協議会等検討の場を設け、国も協力しながら、施設の最適配置によるダウンサイジングなど経営の広域化に関する具体的な検討を進めることが重要である。
- この協議会等検討の場には、広域自治体である都道府県が関与することが望ましいが、用水供給事業の実施の有無などにより、体制が脆弱な都道府県が存在することも考慮し、外部機関・人材を活用した支援策等を検討していく必要がある。
- 広域化の議論が進まない理由として、中核事業体が広域化の枠組みに参画するメリットがないといったことも挙げられるため、今後は中核事業体に対する調査などを通じて、中核事業体が積極的に参画できるようなインセンティブを含む財政支援についても検討していく必要がある。
- また、小規模事業体への支援策についても検討する必要がある。具体的には、経営状況の見える化（施設・管路の状態や将来の需要予測を踏まえた必要な投資費用の分析（アセットマネジメント）等を含む）について支援する必要がある。
- 併せて中山間地等の小規模事業体における将来的な水道システムとして、分散型システムの導入についても検討を進める必要がある。

#### <下水道事業>

- 令和4年度までに全都道府県で施設の集約化等が位置づけられた「広域化・共同化計画」が策定され、ハード中心の広域化等が進められてきた一方で、事業開始後に事業統合などの経営の広域化を実施した事例が現時点では見られない。
- 下水道事業を取り巻く課題を踏まえると、今後、下水道事業においても、より広域的な視点からの経営が必要であり、自治体によっては水道事業と一体での広域化を検討していくことも考えられることから、先行事例等も踏まえて、課題の整理等を進めていく必要がある。
- その際、先述のとおり、雨水事業をはじめとして公費負担を前提とした事業運営で

あること等を踏まえて、水道事業における検討課題に加えて、公費負担のあり方等についても検討していく必要がある。

### 3. 公費負担のあり方等

- 下水道事業について、経営基盤の強化の観点から、使用料で負担すべき部分と公費で負担すべき部分について明確にし、引き続き、適切な原価計算に基づく使用料水準の適正化など、経営改善の取組を推進していく必要がある。
- 具体的には、ほぼ全ての自治体において企業会計が適用されたことなど、下水道事業を取り巻く経営環境の変化等も踏まえて、下水道事業全体として制度の見直しを検討していく必要がある。
- その際、より直截的に各事業における処理原価を把握可能となったことや、極めて汚水処理原価が高くなっている事業について、地域の特性等に応じた汚水処理の最適化が求められること等を踏まえて、更なる経営改善の取組を促す視点が必要である。
- 今後、使用料水準のあり方や雨水事業に係る公費負担のあり方も含めて、各自治体の経営への影響等に十分に配慮しながら、自治体との意見交換等を通じて、議論を深めていく必要がある。